

## 設 備 条 件 確 認 書

当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を表中のとおりとします。

設 備 条 件		確認	点検回数	適用
①	柱上に設置した高压変圧器がないもの。	○	左記設備条件のすべてに適合する場合は 隔月1回以上	○
	高压負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの。	○		
	保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの。	○		
	責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。	○		
②	受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）	—	上記及び左記設備条件のすべてに適合する場合は 3か月に1回以上	—
	蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの	○		
	引込施設に地絡保護継電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの	○		
③	低圧受電の需要設備	—	隔月1回以上	—
上記①、②、③以外の需要設備		—	毎月1回以上	—